

令和6年10月15日

公 告

新潟分屯基地司令



新潟県新潟市東区船江町3丁目135に所在する航空自衛隊新潟分屯基地において、売店の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

以下のすべての項目を満たしていること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 募集要領に記載された内容及び官側から示した注意、指示等を確実に遵守でき、かつ、それを確約できる者であること。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置

## 3 設置条件

### (1) 場所

新潟県新潟市東区船江町3丁目135 航空自衛隊新潟分屯基地

### (2) 設置期間

令和7年4月1日(火)から令和12年3月31日(日)

※必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

### (3) 募集業種及び設置業者数

ア 売店(1業者)

イ クリーニング取次(1業者)

## 4 公募期間

令和6年10月15日(火)から令和6年10月29日(火)

## 5 募集要領の配布等

### (1) 期間

令和6年10月15日(火)から令和6年10月29日(火)

### (2) 配布要領

航空自衛隊新潟分屯基地HPからダウンロード又は郵送等

## 6 担当者及び連絡先等

### (1) 担当者

航空自衛隊新潟救難隊 業務班 澤多俊雄

### (2) 連絡(書類送付)先等

〒950-0031

新潟県新潟市東区船江町3丁目135

電話: 025-273-9211 (内線264)

メール: SAWADAa8x@inet.aci.mod.go.jp

## 7 その他

細部の内容は、募集要領の「航空自衛隊新潟分屯基地における売店の設置及び経営」による。